

## 社会的養育専門委員会における主な御意見（第22回）【未定稿】

## &lt; 1. 今回の計画見直しの位置付け &gt;

項目	主な御意見
今回の計画見直しの位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」での提言と、児童福祉法改正、新しい社会的養育ビジョンは3点セット。新しい社会的養育ビジョンは、「社会的養護の課題と将来像」の延長や推進ではなく置き換え。国会での約束に基づいて「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」ができた。これらを経緯に書くべき。</li> <li>・ビジョンには、家庭復帰が困難な場合、親族・知人による養育として、親族里親、親族・知人による養育里親等という表現がある。都道府県の親族里親、親族の養育里親の活用に差がある。友人・知人による養育里親、親族里親という記載を入れるべき。</li> <li>・市町村が主体となって計画を作るには1年間は短い。先送りはできないが、早く作って内容のないものになってはいけない。</li> <li>・施設の計画は都道府県で調整して作っている。市区町村の子ども家庭支援体制の構築を新たに盛り込んでいけないといけない。市区町村との調整には多くの時間がかかる。30年度まででは時間がなくて厳しい。もう少し柔軟な対応ができるように記載して欲しい。</li> <li>・計画を立てる側としては、全体的な位置づけに財政面の支援や市区町村等の意見を十分に聞いて集約する必要がある。30年度中を目途にというのは厳しい。</li> </ul> <p>&lt; 提出資料に書かれている内容 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な家庭的環境として、地域小規模児童養護施設や分園型グループホームを記載するべき。</li> </ul>

< 2. 基本的考え方 >

項目	主な御意見
基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの児童福祉法では子どもは愛護の対象、平成 28 年の法改正の中で子どもが権利の主体になった。今までの考え方はサービス提供者側の考え方が主になって進んできた。</li> <li>・ 基本的考え方に、数値目標と法改正の趣旨を盛り込むことが重要。</li> <li>・ 基本的考え方に子どもの権利の観点を入れることと、家庭養育の原則として、代替養育の前に地域で家庭を支えるという具体的な施策を強化するとうことと、代替養育の計画を一緒に作ることが新しい考え方であり、そのことが分かる書き方が必要。</li> <li>・ 基本的考え方に自立支援も含めて全体像を書くことが必要。</li> <li>・ ビジョンには、家庭復帰が困難な場合、親族・知人による養育として、親族里親、親族・知人による養育里親等という表現がある。都道府県の親族里親、親族の養育里親の活用に差がある。友人知人による養育里親、親族里親という記載を入れるべき。</li> <li>・ フォスタリングの包括的業務について、ビジョンの中では包括的な業務を担うフォスタリング・エージェンシーであり、包括的に分散化したものを固めてチーム養育ととらえる考え方はではない。</li> <li>・ 基本的考え方の最後に地域により実情が異なっており、現場の実態も踏まえと書くべき。</li> <li>・ 国の財政的支援についても明記するべき。</li> <li>・ 中核市・特別区の児童相談所設置に関する話を入れるべき。</li> <li>・ 子どもが権利の主体ということを盛り込むべき。子どもを中心に考えるべき。</li> <li>・ 当事者の声を適切に反映させる方法は各自治体で異なる。複数名の当事者の意見を聞くとか、適切なという部分で当事者の意見が反映されるようになるとよい。</li> <li>・ 子どもと家庭の状況によって、セーフティネットとしての施設の在り方が大切であり、基本的考え方に入れてもらいたい。</li> <li>・ 予防に関する取組を基本的考え方の中に入れるべき。</li> </ul> <p>&lt; 提出資料に書かれている内容 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学前と学童期以降に関して分けて記載すべき。</li> <li>・ 特別養子縁組を優先させることも入れるべき。</li> <li>・ 「家庭と同様の養育環境では養育が困難な場合」はどのような場合かを限定して書くべき。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親委託率と施設入所期間の数値目標を入れるべき。</li> <li>・フォスタリング機関の書きぶりが抜け道を作る形になっているので修正すべき</li> <li>・一時保護は児童相談所の強化とは別に特出しして書く必要がある。</li> </ul>
--	--

### < 3. 都道府県計画の記載事項 >

項目	主な御意見
都道府県計画の記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3条の2でも子どもが家庭で生活できるということを最初に掲げており、推進計画で市町村が一番最後になっているのはおかしい。</li> <li>・市区町村について、どのように強化していくかという観点で自治体がそれぞれの計画を立てることを前面に出していくことが重要。そのあとに、児童相談所、一時保護、代替養育、自立支援の順にすることがこの間の議論を踏まえた構成。</li> <li>・一時保護と児相を別々に書くべき。</li> </ul>

### < 4. 項目ごとの見直し要領（骨格案） >

項目	主な御意見
(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法の3条の2は施設にあってもできるだけ家庭的な養育を進めることとしている。多機能化が前面に出すぎてしまって、当たり前の生活を保障することが落ちてしまいかねない。家庭的な養育という言葉はここには入れるべき。</li> </ul> <p>&lt; 提出資料に書かれている内容 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県は市区町村による子ども家庭総合支援拠点の設置について支援することを盛り込むべき。</li> </ul>
(2) 各年度における代替養育を必要とする児童数の見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものニーズを算出し、そこに近づけるためにどうするのかを考えるべき。</li> <li>・乳幼児が一番家庭を必要としており、年齢ごとにニーズを考えるべき。</li> <li>・市町村の中の要対協だけでフォローをしていく子どもとその後児童相談所に措置された子どもがどれくらいいるのかをみる必要がある。</li> </ul>

	<p>&lt;提出資料に書かれている内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待相談対応件数の漸増傾向は続いており、市町村における支援体制の強化により、発生予防効果をどの程度見込めるかは推移を見守りたい。</li> <li>・市町村の子ども家庭支援体制の整備が進めば進むほど、ニーズを掘り起こし要支援児童等の増加が想定される。</li> <li>・児童数の見込み方を丁寧に提示すべき。通告数の増加を考慮すべき。</li> </ul>
<p>(3) 里親等委託の推進に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい社会的養育ビジョンにある数値目標は絶対にできないものではない。</li> <li>・都道府県計画に盛り込むことは、実現可能性や実効性について一定の責任を都道府県は負うことになる。財源確保が必要な事項や新たな法改正が必要な事項については、現時点では方向性を示すものとするべき。これまでも乳児院年齢の子どもは積極的に里親委託を進めてきた。現状の職員体制と里親の数からして現状がほぼ限界。里親支援をするワーカーの配置やフォスタリング機関の充実の方向性が見えない中で、それを数値として示すのは現時点では難しい。</li> <li>・里親を増やしていくためには、地域の民生委員・児童委員と里親、里親会との連携が必要。</li> <li>・包括的里親支援に里親会への支援も入れてもらいたい。</li> <li>・里親に委託される子どもへの支援を大きく取り上げるべき。</li> <li>・より困難な子どもが里親家庭に委託されることを考えると、里親の専門性を高めることが必要。正当な理由がない限り委託を断れないようなプロフェッショナルな里親が必要。</li> <li>・地域ごとの整備による推進計画も考えることが必要。養育里親や専門里親の登録数などを地域ごとに確保することが必要。</li> <li>・出産前から自立まで親子を分離しない里親や施設を整備することを優先すべき。</li> <li>・フォスタリング機関の中で新しいファミリーホームの開拓も担うべき。</li> <li>・ファミリーホームに対する研修についてもフォスタリング機関の中で担うべき。</li> <li>・数は多くても委託されない。確実に委託できる人を登録するなど入り口の部分も変えて欲しい。</li> <li>・ファミリーホームについて、里親登録だけを条件とするのではなく、養育者が生活する家庭に迎え入れるということも入れるべき。</li> <li>・市町村の状況や実態を把握したうえで計画を立てるべき。</li> </ul>

- ・大阪で考えると、人口 30 万人から 40 万人に 1 か所、全体で 12 か所程度はフォスタリング機関が必要。1 つの支援機関は 40 家庭前後を支援するのが限界。1 つの年度に 1～2 か所設置していくのが限界。
- ・フォスタリング機関の体制強化も必要。ケースワーカーの増員、心理士、看護師、医療ソーシャルワーカーの配置も必要。
- ・里親を増やす数だけでなく、里親登録を抹消されていく数も想定した形で推計するべき。
- ・現時点の体制で見込むと現状の目標を上回るぐらいの数値目標を掲げるのが実効性のある現実的な対応。
- ・ファミリーホームについて、養育者を里親登録している人に限る必要はない。質の面の問題であれば研修などの方法もある。
- ・重点配分とは何を指しているのか。それぞれの地域の状況が違いう中で競わせるような表現は不適切。
- ・支援から漏れる里親が出ないようにしなければならない。
- ・面会交流ができなければ里親養育を増やすことができないので、面会交流の支援を踏まえたフォスタリング機関であるべき。
- ・里親養育の不調が現実問題として起こっている。里親養育の難しさを前提に考えないといけない。
- ・重点的配分は、地域によって資源も様々なので、達成度が目的化して、子どもの処遇がおろそかになることが危惧される。事業費に応じたスキームでやることが大事。

<提出資料に書かれている内容>

- ・現行計画の目標をできる限り、上回る数値を目標に掲げ、ケアニーズに応じて里親等委託が適当と判断された場合、すべての児童に里親家庭を提供できるように、「小学校区に少なくとも 1～2 家庭の里親を」といった目標を掲げて、里親を地域で増やすとともに、里親ソーシャルワークが可能なソーシャルワーカーの配置については、代替養育を必要とする児童の数に応じた配置が必要。
- ・国の見直し要領においては「ビジョンの実現を目指しつつ、財源確保や人材育成、里親支援体制の状況を踏まえ、平成 41 年度末において、現行計画の目標を出来る限り上回る数値目標を掲げる」ことが現実的な対応。
- ・3 歳以下、6 歳以下、それ以上に分けて目標値を設定すべき。
- ・特に就学前は「原則里親」なので、施設入所の事由に関して国は全例把握するべき。
- ・里親養育が必要な児童数を提示すべき。

<p>(4) 養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養子縁組については法制度の改革にまず取り組んでもらいたい。</li> <li>・ 社会資源として児童養護施設や乳児院も活用しながら、じっくりと取り組んでもらいたい。</li> <li>・ 特別養子縁組については、民間事業者が多い都道府県は必然的に多くなる。公表する際にはそういう状況も踏まえて行うことが必要。</li> </ul> <p>&lt;提出資料に書かれている内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養子縁組の件数について目標年次を示した目標値設定は反対。あくまでパーマネンシー保障の観点から、その活用を十分考慮したソーシャルワークの必要性を言及するべき。特に家庭復帰を支援しても困難な状況にある子ども一人ひとりについて、特別養子縁組の要否を丁寧に子どもの意向も踏まえながら検討するプロセスを求めるべき。</li> <li>・ 養子縁組が必要な子どもの数を推計し、そのうえで、目標値を設定すべき。</li> <li>・ 県内のあっせん機関と児童相談所の連携状況に入れるべき。</li> <li>・ 代替養育継続期間が3年以上の数を減少させ、3年以上代替養育を受けている子どもに関して、その理由を国に提出させて国が集計するべき。</li> <li>・ 代替養育を受けている子どもの特別養子縁組、養子縁組率を提示するべき。</li> </ul>
<p>(5) 施設の小規模化・地域分散化及び多機能化等に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童養護施設に3年以上入所している子どもが6割以上。10年以上入所している子どもが15%以上おり、これをなんとかしないといけない。</li> <li>・ 3年の在所期間について、現実に施設から返せない深刻な状態がある。</li> <li>・ 子どもの権利としてパーマネントな家庭が必要。漫然と施設にいることは問題。</li> <li>・ 家庭の状況も変わってきていることも書くべき。施設は子どもの心に戻して次へいけるようにしていることも含めて書くべき。</li> <li>・ 児童心理治療施設は児童養護施設の本体施設に残る子どもや里親家庭の支援をしっかりとやっていく。3年では大人に対する不信感を回復するには足りない。</li> <li>・ 施設については、当たり前の生活を保障するということがなくて、多機能化となっているが、施設養護における生活を重視するというのを加えて欲しい。</li> <li>・ 親子分離しない母子生活支援施設の意義や重要性を書くべき。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設には入所しなければならないニーズがある子どもに限るべきであり、家庭に対する拒否感が強い子ども、家庭ではケアが困難な子どもがどのくらいいるのかというニーズをまず把握すべき。</li> <li>・年1回、施設入所が長期化する理由をチェックできるパラメーターを作ることが重要。</li> <li>・4人規模で地域分散化しない形態も必要という提案もしており、ビジョンでは新しく作るときには、地域に分散化したものを作るようにしている。</li> <li>・児童心理治療施設も代替養育の施設なので、増設するときには小規模な生活単位を考えるべき。</li> <li>・母子生活支援施設には母子を分離することなく入所させて養育支援できる強みがある。</li> <li>・施設の養育の形態はいろいろある。一律に外に出して養育することについてはもっと丁寧に考えるべき。</li> <li>・職員が行き来できた方が、いろんな困難児童に対応できる。4人重い子どもを1つの生活単位として生活が成り立つか疑問。養育の形は色々あってもいい。児童養護施設は知恵を絞って施設作りをしてきた。</li> </ul> <p>&lt;提出資料に書かれている内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前の子どもの施設への新規措置入所を停止することを原則とすることを都道府県計画の見直し要領を示すことには反対。都道府県等の実態を踏まえ、一律に措置権を制限するべきではない。</li> <li>・在所期間については、入所する子ども一人ひとりのケアニーズ、学校等への帰属意識、家庭復帰支援の状況などに基づいて総合的に判断することが重要。都道府県推進計画において数値目標を掲げるべきではない。</li> <li>・施設に入所しなければならないニーズがある子どもの数を推計すべき。</li> <li>・里親ではなく、施設に入所しなかった理由を統計として国に提出すべき</li> <li>・3年以上施設にいる子どもの率を減少させる目標設定と長期入所の理由を集計して国に提出すべき</li> <li>・「国においては、ケアニーズに応じた加算を検討する」を入れるべき</li> <li>・児童心理治療施設を増設するときには、小規模化を原則とすることを記載すべき</li> </ul>
<p>(6) 社会的養護自立支援事業等の実施に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設に自立支援の担当職員も必要。児相にも自立支援の担当ワーカーを必置にして、社会的養護自立支援事業の支援コーディネーターと連携して子どもの自立を図っていくことが必要。</li> <li>・自立支援のガイドラインを作成していくことも必要。</li> <li>・計画の中に進学率を上げる、離職率を下げる、高校中退率を下げることも入れるべき。協力雇用を開拓していくことも必要。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援や代替養育については、年齢で切れること、措置主体の公的機関の関与が切れがちなことが問題。</li> <li>・ 自立支援のガイドラインの作成、自治体レベルで検討組織と当事者の参画が必要。</li> <li>・ 出た後にどうなっているか自治体ごと、国レベルで把握して、自治体、国レベルで検討していく組織を作っていくことが必要。</li> <li>・ 公的関与をどうするかということを書き明かす必要がある。</li> </ul> <p>&lt;提出資料に書かれている内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立する子どものフォロー率を提示すべき</li> </ul>
<p>(7) 児童相談所・一時保護改革に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レスパイト的な一時保護がもっと積極的にできると、在宅支援が進むのではないかと期待されている。施設や里親にレスパイト的な機能を持たせることを進めていくとかなりの数が必要。</li> <li>・ 一時保護所の現場の実情を踏まえて、それに伴う体制、財政支援、一時保護専用施設にどのような機能を持たせるのかなど緻密な積み上げが必要。</li> <li>・ 大阪では現在1人のケースワーカーが60人から70人のケースを持っている。年に1回会いに行くことを徹底している。支援計画の見直しなど、丁寧にするだけの配置になっていない。</li> <li>・ すべての中核市・特別区が児童相談所を持てるようになるためにこの附則を置いたという目的を明確にするべき。</li> <li>・ 委託一時保護になる割合、閉鎖空間に保護しなければならない子どもがどのくらいの割合でいるのか、パラメーターとして挙げてくるような手法が必要。</li> </ul> <p>&lt;提出資料に書かれている内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通告窓口の一元化や相談支援機能の分化などの相談体制のあり方を、有効性の検証や財源の裏付けなしに方向性として示すことは反対</li> <li>・ 様々な背景を抱えている子ども達の一時保護期間や保護環境を一律に論じることはできない。一時保護について特定の体制や支援方法を義務付けるような記載には反対。</li> <li>・ 児相と一時保護改革は別々に分けて記載すべき。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単に「中核市等の意向を踏まえる」ではなく、できるだけ多くの中核市が見相を持つように、希望のあるところには支援を行うことを明記すべき。</li> <li>・弁護士配置に関してもっと積極的に記載するべき。「準ずる」の意味を含めて提示すべき。</li> <li>・閉鎖空間に入所している子どもの割合、その滞在期間、委託一時保護の割合などを毎年集計して、提示すべき。</li> </ul>
<p>(8)市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅支援を進めるうえで、ショートステイは重要。</li> <li>・市町村の計画を都道府県の計画に取り込んでいくのはかなりの力量と市町村への支援の厚みが必要。単年度で計画ができるのか心配。</li> <li>・強硬的な一時保護と支援型のショートステイを地域の中ですみ分けていく体制が必要。</li> <li>・2週間の入院になったら一時保護というようなことではなく、うまく制度を拡充すべき。</li> <li>・市区町村についてはもっと書くことがある。</li> <li>・児家センについて機能強化が重要。数だけ増やせばいいわけではない。</li> <li>・要支援ニーズに特化したショートステイが必要。</li> <li>・子どもや保護者への直接支援について先駆的事例を明らかにするべき。</li> <li>・市区町村の在宅支援について、自治体がどう責任を果たしていくのかを考えないといけない。在宅支援の強化、リソースの配置についての全体計画が必要。</li> <li>・在宅支援の有無で、施設の退所後の支援も変わってくる。</li> <li>・市町村に関する検討体制を考えるべき。</li> <li>・里親家庭でも地域の子どものショートステイできるようにして欲しい。</li> <li>・市町村の計画にどのように反映させていくのか整理が必要。</li> </ul> <p>&lt;提出資料に書かれている内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村が社会資源マップを作成することを入れるべき。</li> <li>・児童家庭支援センターに関しては強化が前提（機能による差別化、出来高払いなど）。施設以外の法人に依頼することも重要。施設への付置は施設の多機能化の項に移すべき。</li> </ul>

(9) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アドボカシーとして子どもの意見を聞くのはサービス提供者ではなく、第三者が聞く制度が必要。</li> <li>・ 措置過程から寄り添うソーシャルアドボケイトが必要。</li> <li>・ アドボケイトについてはその他ではなく、項目として入れるべき。地域の実情に応じたではなく、どこでも必要なもの。</li> <li>・ アドボカシーをその他ではなく、前の方に入れた方がよい。子どもの権利擁護という観点を大切にすることで強調した方がよい。</li> <li>・ 権利擁護として、子どもが訴える先を1か所に決めてもらいたい。</li> <li>・ 第三者性のあるアドボカシー制度を作らなければいけない。法改正を行った児福審の話が入っていない。</li> <li>・ 県が施策を決めていくときに、施策の決定にかかわるところも子どもの意見が入るようにしないといけない。</li> </ul>
---------	---

< 5. 全体に関すること >

項目	主な御意見
○全体に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県推進計画の在り方として大事なものは、アウトカム指標とパラメーター（媒介変数）をきちんと設定すること。アウトカム指標が達成できなかったときにもう一度分析するためのパラメーターがきちんとしていないといけない。</li> <li>・ 何をすべきかを文書として都道府県に出す必要がある。業務内容を明確に分かりやすく伝えることが大事。</li> <li>・ 児童のニーズという言葉が多く出てくるが、児童のニーズには子どもの声を反映したということが入るとよい。</li> <li>・ 数値目標について、本来はアウトプット指標やインプット指標に焦点を当てて優先的に議論すべきではないか。</li> <li>・ 里親登録者の数的拡大の目標値や市町村支援拠点や児家センの配置や人員拡大率、退所児童の社会的養護自立支援事業の利用率、大学進学給付制度の利用率などの数値目標も利用者にとってはサービス選択権の保証や拡大、サービスの質の担保に直結する指標ではないか。</li> <li>・ 都道府県推進計画策定にあたって、多様な視点からプライオリティを勘案した検討が必要。</li> <li>・ 国の責務も残した形で出していくことが必要。その際には、子どもの貧困対策としての学習支援や子ども</li> </ul>

も食堂、地域包括ケアシステムや共生社会も視野に入れた議論が必要。

- ・里親に委託する場合の支援体制が重要。財政的なバックアップが分からないので将来的な計画を立てにくいのではないか。
- ・どのぐらいのニーズがあるかを先に考えて、今の数字からどのくらい伸ばさないといけないか、どういう計画で伸ばすのかを明確にする必要がある。
- ・代替養育について障害児について言及があってもいいのではないか。
- ・今回見直しは、都道府県推進計画と子ども・子育ての計画と二つあり、見直しがどこに反映するのか整理が必要。

<提出資料に書かれている内容>

- ・権利の主体である子どもを中心とした計画であることを明記すべき。
- ・「社会的養護の課題と将来像」は全面見直しになったことを明記すべき
- ・基本的考え方に数値目標を盛り込むべき
- ・数値目標は国が見守るとしても、都道府県の目標値の立て方を明確にすべき
- ・それぞれの項目において、アウトカム指標とパラメーターを明確に提示すべき
- ・現時点での代替養育を受けている子どもに関して、「家庭と同様の養育環境で養育すべき子どもの数」と「できるだけ良好な家庭的環境で養育されるべき子どもの数」がどの程度かを算出するように設定すべき
- ・特に、乳幼児に関しては里親養育を必要としている子ども数を算出すべき
- ・代替養育に関して、年齢による子どものニーズを明記すべき
- ・施設在在期間の短縮はケアの個別化のみでは困難。少なくとも、1年以上施設在在継続の場合は1年毎にその理由を提示し、国にあげて集計すべき。
- ・フォスターリング機関の書きぶりが抜け道を作る形になっているので修正すべき
- ・パーマネンシー保障も数値目標がない。長期に代替養育にいる子どもの数とその理由の統計を取って、(特別)養子縁組への移行を促進すべき。
- ・一時保護改革は児相とは別の章立てにすべき。一時保護改革はガイドラインに沿ってだけでなく、指標を盛り込むべき。例えば、開放空間での一時保護人数と閉鎖空間での一時保護の人数、閉鎖空間での

滞在期間等の数値は国でも集計すべき。

- ・ 中核市・特別区は5年後に全ての中核市・特別区が持てるような書きぶりにすべき。
- ・ 弁護士の配置について特にしっかりと書くべき。
- ・ 都道府県計画について、以下の内容を記したものとすべき。
  - ア 平成29年度末現在における当該都道府県の社会的養護の状況
  - イ 先に策定された「社会的養護の課題と将来像」に基づいた目標値
  - ウ 前項の目標が達成される見込み、或いは、目標を超えた状況見込まれる場合には、その理由・背景について（都道府県が自ら分析した結果）
  - エ 現状と目標値の間に乖離が生じていて、計画の達成が困難である場合には、その理由・背景について（都道府県自ら分析した結果）
  - オ 今回新たに設定する目標値（暫定値）
    - 注：児童福祉法の改正を経た現行の制度・基準に基づくもの
  - カ 「新たな社会的養育ビジョン」に記され理念を達成するために必要とする体制の整備や人材確保・育成などについての計画。また、これについての意見。
- ・ 平成30年度末までに策定する都道府県計画の性格は、あくまでも暫定的なものとして、「市町村が社会的養育の担い手になるため都道府県が市町村をどのように支援するかの計画」という位置づけとすべき。
- ・ 都道府県に、「新しい社会的養育ビジョン」に示されたような高い数値目標や施設措置の停止、同在籍期間の短縮化を含む計画策定求めるならば、これを実現するために不可欠な財源確保のための措置、子どもを代替的監護に託す場合の当該家族に対する支援の手順の明確化、総則の規定を受けた児童福祉施設の定義規見直しなどについて、国が行いうる具体的な内容を示すべき。